主 文 本件控訴は之を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

- 一、 控訴代理人は「原判決は之を取消す。被控訴人は控訴人に対し名古屋市 a 区 b 町 c 丁目 d 番宅地四十五坪と同市同区 e 町 f 丁目 g 番宅地百二十四坪四合二勺の内十五坪三合二勺の名古屋市復興特別都市計画中五工区第三十四ブロツク九の三地積四十七坪二合五勺地上に同市 a 区 h 町 f 丁目 i 番地上木造二階建宅一棟一階十坪二階六坪として届出ある建物現状有姿の全部を収去して該宅地を明渡せ。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決並仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。
- 二、 当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用書証の認否は左記に訂正又 は補充する他原判決事実摘示の通りであるからここに之を引用する。即ち、
  - (1) 控訴代理人は
- (1) 原判決三枚目表四行目から五行目にかけて「同第三号証の一」とあるを 「同第二号証」と、同四行目から五行目にかけて「同号証の二(同上) 、同第三号 証の一(仮換地指定証明書)とあるを「同第三号証の一(宅地四五坪の証明書) 同号証の二(宅地三八坪の証明書)」と各訂正する。 亡Aの共同相続人  $(\square)$ たる亡B及亡Cはいずれも普通の知覚精神能力を欠きBは妻も子もなく財産管理能 力さへも有していなかつた。又亡Cも身体が弱く独身でBと同じ家で生活し両人共 独立の生活能力を有しなかつたから亡Aからの遺産についても管理は勿論認識能力 も有しなかつた。従つて、亡Bも亡Cも共に亡Bが単独相続したものと誤解する道理がない。単に親戚のD並その祖父と実父が亡Aの遺産は亡Bが単独相続したもの と勝手に誤解して頼まれもしない事務管理をなしていたものに過ぎない。仮に誤解 したとしてもそれが亡C等の相続権を侵害したことにならない。けだし、共有者の - 方が共有土地を顧みないために他の一方が之を使用若くは賃貸したとしても特別 の事情がない限り管理行為があるに過ぎず、他の共有者を排除して之を所有する意 思があると認められないからである。
- (ハ) 亡Bの全遺産を相続したとの誤解と親戚の管理と亡Aの死亡後二十年の経過という事実によつて亡C及その系列のものの相続分たる権利を亡Bが取得すべき何等の成法上の根拠はない。民法第八百八十四条(旧第九百九十三条、第九百六十六条)は単に相続回復請求権行使の条件を定めたもので権利の実体に関係のない規定であるから之を根拠として亡Bが権利を取得したとなすことができない。
- (二) 仮に右主張がいずれも理由がないとしても、本件の場合原判決に控訴がの主張として記載されてある如く亡B側において二回、亡C側において五世相続が行われている。そして、相続回復請求権は一身専属のもので相続を侵害させた相続回復請求権は一身専属のもの相続人は又自己を承継しない。従つて、爾後の相続人は口自己を承継しない。従って、爾後の相続人は自己の相続人は之を承継しない。従って、爾後の相続人は自己の相続人は之を承継しない。従って、爾後の相続人につの相続の間である。(大正七年の月九日大審院門決は古代の間である。(大正七年の消滅時効の起算点はこれである。(大正七年の消滅時効の起算点はこれでのみ亡人の死亡によって相続が開始したと認めればならないから大田であると、大々の相続人については大々の相続開始したと考うべきである。そうすると、大々の相続人については二十年の期間を経過いないこと明であるから本件相続回復請求権は消滅しないこと明であると述べ
  - (2) 被控訴代理人は
  - (イ) 本件建物は明治時代に買受け所有するに至つたものである。
- (ロ) 控訴人の本訴請求の実質は民法第八百八十四条所定の相続回復請求の訴であるところ、被控訴人はその先先代B以来本件物件を全然Aの全遺産を単独相続したものとしてその全部を占有管理し使用収益を継続して今日に至つているもので、同条所定の相続回復請求権の消滅時効を援用する。
- (ハ) 控訴人主張の(1)記載の事実中Aが大正九年七月三日死亡したので亡 B及亡Cがその遺産相続をなしたことは之を認めるがその余の事実は之を争う。即 ち、亡B及その管理人たるD及その祖父と実父は共同相続人たるCを除外してAの 全遺産をB単独の占有管理下におき昭和十九年六月二十九日右Bが死亡するまで二 十数年の長きに亘り事実上本件不動産を含む全遺産を単独で右Bが使用収益してい たものである。従つて、右Bの行為によりC及その相続人等の相続財産に対する権

利は侵害されていたものというべきであると述べ

- (3) 控訴代理人は右被控訴人主張事実中(イ)の点を除きその余は之を争うと述べた。
- (4) 立証として、控訴代理人は甲第五号証の一乃至二十七を提出し、被控訴 代理人は甲号各証の成立は之を認むと述べた。

理 由

控訴人はBは変体質者で普通の精神能力を欠き単独相続したと誤解する道理がないと主張する。そして、Bが変体質者であつたことは前記認定の通りであるが、同人が控訴人主張の如く意思能力をも欠き単独相続したと誤解する能力がなかつたこ

とは之を認めるに足る証拠はない。

控訴人は更にBが右の如く誤解したとしても単に他の共有者の管理行為をなしていたに過ぎないものと主張するが、前記認定の如くB及その相続人はいずれもその所有権ありと信じ他の共有者たる控訴人等の共有権を認めていなかつたものといわねばならないから右Bは単に控訴人等のためにその共有持分権を管理していたものと解することができない。従つて、控訴人の右主張もその理由がない。

被控訴人は本件は相続回復の訴と認むべきであるが本件相続回復請求権は既に時効により消滅したと主張する。そして、控訴人の本訴請求したと主張する。そして、控訴人の本訴請求したと主張する。そして、控訴人が本件土地の二分の一の相続分しなくならであるが非常を求めるというのであるからその性質は人が控訴人ものの相続分しないを有する者の承認を得ることを所有しないを指したとの一の相続分しなのであるからその性質は名称の知ず権の行いるので之が排除を求めると、本のであるからと、本のとのである。と、本のとのと、本のとによりによるのには、本件である。)の時効の制によりによりによる。の時効の制によりによりによる。であるに、本件不動産についてA死亡により相続の開始したるのとのといることのといることである。であるのと、本件であるについてA死亡により相続の開始したるのとにより消滅したものと認むべきである。

〈要旨〉控訴人は本件の如く数次にわたつて相続開始があつたときは夫々の相続人について夫々別個に二十年の時効〈/要旨〉期間の起算点を定むべきであると主張する。然しながら、相続回復請求権の時効を認めたのは相続に関する紛争をあまり長期に持越さないという趣旨に出づるものであるから時効の起算点も当初に相続の開

始ありたるときと解すべきである。(控訴人は大審院判例をあげてその主張の根拠となしているが、右判例は本件の場合の時効の起算点を判示した判例と解せられないのみならず、時効の起算点に関する判例としてはむしろ昭和二十三年十一月六日最高裁判所判決民集二巻三九七頁が参照さるべきである。)

尚、控訴人は被控訴人が本件土地について権利を取得すべき成法上の根拠はないというが、被控訴人が本件土地全部の所有権を取得したかどうかは別として相続回復請求権が時効消滅した以上本訴請求が理由のないこととなることは当然である。

復請求権が時効消滅した以上本訴請求が理由のないこととなることは当然である。 そうすると、被控訴人の取得時効の主張について判断するまでもなく控訴人の本訴請求は失当として棄却すべきである。 以上の理由により控訴人の本訴請求は失当として棄却すべく、之と同趣旨の原判

以上の理由により控訴人の本訴請求は失当として棄却すべく、之と同趣旨の原判 決は正当であるから本件控訴を棄却し、民事訴訟法第三百八十四条、第八十九条、 第九十五条を適用し主文の如く判決する。

(裁判長裁判官 県宏 裁判官 越川純吉 裁判官 奥村義雄)